

京都外国語短期大学 試験に関する規程

平成 19 年 1 月 30 日制定

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、京都外国語短期大学学則第 15 条第 2 項の規定により、単位修得のための試験に関する必要な事項を定める。

(試験の種類)

第 2 条 試験には、平常試験、定期試験及び追試験がある。

(平常試験)

第 3 条 平常試験とは、授業科目担当者が授業時間内に行うものをいう。

2 平常試験には、小テスト、オーラルテスト及びリポート等による試験がある。

(定期試験)

第 4 条 定期試験とは、春学期末及び秋学期末の学年暦に示された期間に行うものをいう。

2 定期試験の時間割、関連事項は、別途受験者に通知する。

(追試験)

第 5 条 追試験とは、病気その他やむを得ない理由により定期試験を受験できなかった者に対して、学年暦に示された期日に行うものをいう。

2 定期試験を、次の各号のいずれかに該当する理由によって受験できなかった者は、追試験の受験を許可する。

(1) 天災（罹災証明書）

(2) 交通事故（診断書または事故証明書）

(3) 病気（診断書）

(4) 就職試験・会社訪問（受験証明書または訪問を証明する書類）

(5) 裁判員選任等（裁判所発行証明書）

(6) 忌引・その他やむを得ない事由（保証人またはこれに代わる者による理由書）

3 追試験の受験を希望する者は、所定の期間内に手続きをとり、追試験料を納入しなければならない。ただし、一旦納入した追試験料は、事由の如何にかかわらず返還しない。

4 追試験料は、別に定める。

第 6 条 削 除

(受験資格)

第 7 条 試験の受験資格として、次のいずれの号も満たしていなければならない。

(1) 履修登録がなされていること。

(2) その学期の学費を納入していること。

(受験上の遵守事項)

第 8 条 試験（平常試験を除く）を受験する者は、次のことを遵守しなければならない。

(1) 指定された試験場で受験しなければならない。

(2) 学生証（科目等履修生等は身分証）を机上に提示しなければならない。

(3) 遅刻者の受験は、試験開始後 20 分以内に限り認め、それ以降は受験できない。

(4) 試験時間の重なる重複科目については、所定の手続きを経なければ、受験できない。

(5) 携帯電話を時計あるいは情報機器として使用することはできない。

- (6) 試験場では、試験監督者の指示に従わなければならない。
- (7) 試験用紙が配布されたら、直ちに年次・クラス・学籍番号・氏名及び受講曜講時を記入しなければならない。なお、年次・クラス・学籍番号・氏名の記入がなかった場合、当該試験科目の答案は無効とする。
- (8) 答案の提出は、試験開始後 20 分以降とする。

2 平常試験においては、前項の第 2 号、第 5 号、第 6 号及び第 7 号を遵守しなければならない。

(不正行為)

第 9 条 京都外国語短期大学試験における不正行為に関する規程第 2 条の規定により、不正行為と認められた場合は、原則として当該学期の全受講科目の成績評価を失格とし、かつ学則 59 条により処分するものとする。

2 不正行為に関するその他必要な事項は、別に定める。

(改 廃)

第 10 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

1 この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条と第 6 条については、平成 26 年 2 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(平成 20 年 2 月 22 日改正、平成 21 年 1 月 29 日改正、平成 22 年 1 月 28 日改正、平成 26 年 1 月 30 日改正、平成 27 年 2 月 25 日改正、令和 3 年 1 月 28 日改正、令和 6 年 3 月 17 日改正)